

# 審査基準

## I 審査方法

審査は、本事業を委託する事業者を選定するための審査委員会を設置し、書類選考及び合議により審査を行う。

## II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」によって行うものとする。各審査委員は、IV評価項目の「1. 取組内容に関する評価」に掲げる各項目、「2. 取組の実施体制に関する評価」及び「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」について、Vに示す採点基準に基づき点数化する。なお、各審査委員の合計点を平均した点数が当該企画提案の評価点となる。

## III 採択案件の決定方法

原則として最も得点の高い者を採択するものとする。

## IV 評価項目

### 1. 取組内容に関する評価

- ① 目標の設定が、本事業の趣旨・目的に合致し、十分な成果が見込まれるものとなっていること。
- ② 公募要領Ⅲ 2（1）に示すDHコンソーシアム幹事機関に係る業務について、十分な成果が見込まれる計画となっていること。
- ③ 公募要領Ⅲ 2（2）（3）の2つの領域に関する「データ規格のモデルガイドライン」の策定・データ利活用研究の事例創出及びこれらに関する国際規格対応・相互運用性の調整について、十分な成果が見込まれる計画となっていること。
- ④ 公募要領Ⅲ 2（4）に示す教育プログラム（DH人材育成プログラム）の開発及び実施に係る業務について、十分な成果が見込まれる計画となっていること。
- ⑤ 公募要領Ⅲ 2（5）に示すコンソーシアム活動の成果の普及・啓発等に係る業務について、十分な成果が見込まれる計画となっていること。
- ⑥ 事業期間中の実施計画について、マイルストーンが設定されるなど適切かつ妥当な計画となっていること。
- ⑦ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定が妥当であること。

### 2. 取組の実施体制に関する評価

中核機関として行う本事業の実施体制について、事業の趣旨・目的に照らして適切かつ十分な成果が見込まれる体制となっていること。

### 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

## V 評価基準

### 1. IV評価項目の「1. 取組内容に関する評価」に掲げる各項目及び「2. 取組の実施体制に関する評価」については、以下の5段階評価により採点を行う。

大変優れている＝5点      優れている＝4点      普通＝3点  
やや劣っている＝2点      劣っている＝1点

### 2. IV評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

#### ○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1.5点
- ・認定段階3＝2点
- ・プラチナえるぼし認定＝3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.5点

#### ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

#### ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2点

#### ○上記に該当する認定等を有しない＝0点